



ア 地域枠医師の配置等について

(ア) 令和5年度の配置に係る考え方について

地域枠医師の配置に係る検討体制について

- ◆ 根拠
地域医療対策協議会運用指針（令和元年7月5日改正）
- ◆ 協議主体
医療対策協議会
- ◆ 対象
キャリア形成プログラムの適用を受ける医師

【地域医療対策協議会運用指針（令和元年7月5日改正）抜粋】

- ・ 地域医療対策協議会において派遣調整を行い、医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣されることが必要である。
- ・ 地域医療対策協議会において、都道府県の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議する。
- ・ 派遣調整を行う医師はキャリア形成プログラムの適用を受ける医師である。

義務年限とキャリア形成プログラムについて

地域枠医師は、県内 4 医科大学を卒業したのち、初期臨床研修を含む 9 年間、神奈川県に従事する義務があり、指定診療科ごとに設定されたキャリア形成プログラムを選択し、以下のとおり地域医療への貢献とキャリア形成の両立を図る。

1 ～ 2 年目	3 ～ 5 年目	6 ～ 9 年目
臨床研修 県内の臨床研修病院 ※平成30年度以前の入学者はキャリア形成プログラムへの参加を前提として不問	専門研修 県内の基幹施設 ※期間はプログラムで研修に必要としている期間	地域医療実践 <u>キャリア形成プログラムに掲載されている「地域実践」医療機関</u> ※対象医療機関は毎年調査の上、選定

令和5年度の配置に考え方（案）

キャリア形成プログラムを適用する医師の配置については、以下のとおり調整することとしたい。

【卒後1～2年目（臨床研修）】

- ・ 地域枠医師は県内臨床研修病院の中から希望する医療機関を選択する。

【卒後3～5年目（専門研修）】

- ・ 専門医制度新整備指針にいう「基本的診療能力の獲得」のため、専門医の取得を推奨
- ・ 県内の専門研修基幹施設のプログラムを履修し、県内医療機関に配置
- ・ 医師の希望により専門医研修を履修せず、指定医療機関勤務を選択することも可能

【卒後6～9年目（指定医療機関勤務）（地域医療実践）】

- ・ 派遣先医療機関の受入希望状況を把握し、派遣予定医師に情報提供
- ・ 地域枠医師は、派遣先医療機関リストから従事したい医療機関を選択（原則2年の継続勤務（延長可）
- ・ 各地域枠医師は希望する理由を明らかにし、派遣希望配置先（優先順位をつけて複数）を県に回答
- ・ 地域枠医師の理由を踏まえ、希望を尊重し、医療対策協議会において派遣先の承認手続きを行う。

配置までのスケジュール

○ これまでの経緯と今後の流れ

	令和4年6月 以前	7～9月	10～12月	令和5年1～3月	令和5年 4月～
手続き 関係	誓約書を送付 修学資金貸与医師 に対するキャリア 形成プログラムへの参加	7月 臨床研修修了後及び専 門研修の意向調査 修学資金貸与医師に、 専門医の取得希望及び 希望する専門研修病院 を調査 		協定締結 指定病院決定通知書を修学 資金貸与医師に送付 (3月末) 	指定病院で修学 資金貸与医師が 勤務を開始
会議		9月20日 第1回医療対策協議会 <u>意向調査の結果共有</u>	12月20日 第2回医療対策協議会 <u>配置に係る考え方を協議</u>	2, 3月 第3回医療対策協議会 <u>修学資金貸与医師の配置結果の報告</u>	

（参考）神奈川県地域枠について

県のキャリア形成プログラムの適用を受ける医師は現状以下のとおり。

	横浜市立大学地域医療枠	神奈川県指定診療科枠 (産科等医師修学資金貸付制度) ※ R1 に地域医療医師修学資金貸与制度と統合	神奈川県地域枠（指定診療科枠） (地域医療医師修学資金貸付制度)
根拠 (条例名)	緊急医師確保対策 経済財政改革の基本方針2008	緊急医師確保対策 (神奈川県産科等医師修学資金貸付条例)	緊急医師確保対策、経済財政改革の基本方針 2009 (H22)、新成長戦略（神奈川県地域医療 医師修学資金貸付条例）
修学資金	無し	学費＋生活費相当額	あり（10万円）
実施大学	横浜市立大学	横浜市立大学（廃止）	①横浜市立大学、②聖マリアンナ医科大学、③北里大 学、④東海大学
開始年度	平成20、21年度	平成21年度	①平成21年度、②平成22年度、③④平成24年度
実施期間	恒久的措置	平成21年度～平成31年入学生	平成21年～令和4年入学生
人数	毎年度 25名	毎年度 5 名（計55名）	各 5 名
診療科の範囲	なし	産科、小児科、麻酔科、外科	産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、 脳神経外科及び総合診療科
義務年限	初期臨床研修を含む 9 年間	初期臨床研修を除く 9 年間	初期臨床研修を含む 9 年間 (令和2年度以降は臨床研修を含む7年間)
指定医療機関	指定なし（大学附属病院及び県内 の医療機関）	県内の医師不足病院又は診療所	県内の医師不足病院又は診療所

説明は以上です。